

広島県告示第千十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年八月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
可部八丁目二十一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

可部八丁目		可部町		可部八丁目		郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
		城				広島市安佐北区				四〇九番三	標柱一号
		大仙								一〇二二〇番五	標柱二号及び三号
										一〇一一九番一	標柱四号
										一〇一一九番三	標柱五号
										四〇八番六	標柱六号

次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

可部町		可部町		可部町		郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
		城				広島市安佐北区				一〇一一九番五	標柱七号、八号、九号及び一〇号